

いじめ防止基本方針

令和5年10月12日改訂

北海道北広島西高等学校

もくじ

I 総則	· · · 1
1 目的	
2 いじめの定義	
3 基本理念	
4 いじめの禁止	
5 いじめの解消	
6 関係者の責務と役割	
II いじめ防止基本方針等	· · · 2
1 学校いじめ防止基本方針	
III 基本的施策	· · · 2
1 学校におけるいじめの未然防止	
2 いじめ早期発見のための措置	
3 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上	
4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
5 点検・評価の実施及び不断の見直し	
IV いじめの防止等に関する措置	· · · 3
1 いじめに対する早期対応措置	
2 校長及び教員による懲戒	
V 重大事態への対処	· · · 4
1 学校による対処	
2 設置者への報告	
VI いじめ防止対策委員会	
1 目的	
2 構成	
3 運営	
VII 全体計画	· · · 6
1 いじめ防止教育の全体計画	
2 いじめ防止教育の年間計画	
VIII 組織的対応	· · · 8
1 学校全体の取組	

I 総則

1 目的

この「いじめ防止基本方針」は、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月）及び「北海道いじめ防止基本方針」（令和5年3月）に基づき本校におけるいじめの防止等のための基本的な方針を定めるものである。

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、もって生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が互いの多様性を認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的とする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を把握し、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとする。

3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行わなければならない。

(1) いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

(2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。

(3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、また、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

4 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続（少なくとも3か月）していること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることの、2つの要件が満たされている必要がある。ただし、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、再発の可能性や心理的影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察を行う。

6 関係者の責務と役割

(1) 学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。

ア いじめを受けた生徒を徹底して守り通すとともに、教職員全員が「いじめはどの生徒にも起こりうる」という意識を持ち、早期解消のため適切かつ迅速に対処する。

イ 教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを認識し、生徒一人ひとりについての理解を深め、生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、学校教育全体を通して適切な指導を行う。

(2) 保護者の責務

ア 子の教育について第一義的責任を有し、その言動がその保護する生徒に大きな影響力を持つことを認識しつつ、当該生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識等を養うよう努める。

イ その保護する生徒がいじめを受けた場合には、学校その他の関係機関と緊密に連携を図るなどして、適切にいじめから保護する。

ウ 学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

エ 上記の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(3) 地域の役割

ア 地域において生徒と触れあう機会を大切にし、地域ぐるみで生徒を見守り、地域が連携協力して生徒が健やかに成長できる環境づくりに努める。

イ いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校、関係機関等に通報その他の適切な措置をとるなどして、学校等が行ういじめの対応に協力するよう努める。

II いじめ防止基本方針等

1 学校いじめ防止基本方針

(1) 学校は、その学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

(2) 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、スクールカウンセラー（以下SCと略す）等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

(3) 学校は、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針を定期的に点検及び評価し、必要に応じて見直す。

(4) 学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、保護者や地域住民の理解と協力を得るため、遅滞なく公表する。

III 基本的施策

1 学校におけるいじめの未然防止

(1) 学校は、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進する。

ア 各担任より、生徒に対して「いじめの定義」（総則の2）を説明し、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを周知する。

イ 相手を知り自分を知ってもらう、コミュニケーションのための手段をとおして相手を思いやる気持ちを醸成する。

ウ 学力に対する自信のなさや不安に伴うひやかしやからかいなどを防ぐためにも、公開授業や教科研修などにより「わかる授業」の徹底を図る。

エ 年度当初より、授業中の規律（ペル着や姿勢等）について徹底する。また、教師の不用意な発言から発生することを理解し、言動にも注意する。

オ いじめ防止教育の全体計画に基づき、全ての教育活動において、「人として」の心遣いや優しさを指導する。

カ いじめ防止教育の年間計画に基づき、計画的に人間教育を行うとともに、いじめ防止対策委員会を定期的に開催し情報交換等を実施する。

(2) 学校は、いじめを防止するため、生徒の保護者、地域、住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動並びにいじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。

ア 地域との連携（次世代育成交流会等の行事への参加）により、先輩世代からのアドバイスを聞き、後輩世代へ伝えることによる人としての交流を推進する。

イ 保護者にも学校行事に参加をいただき、生徒たちの姿を見て、叱咤激励をしていただくことで、学校と保護者及び生徒の一体感を感じさせる。

(3) 学校は、保護者及び教職員等に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

ア 学校及び教職員は、様々な手段（学級便り・学年便り・学校便り）をとおして、地域や保護者に学校の現状やいじめ対策について周知する必要がある。

(4) 学校は、「発達障がいを含む障がいのある生徒」、「海外から帰国した生徒や外国人の生徒等」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」等、特に配慮の必要な生徒等に対し、当該生徒特性を踏まえた適切な支援を進める。

2 いじめ早期発見のための措置

(1) 学校は、いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、アンケートの使用及び生徒への面談等による定期的な調査、その他の必要な措置を講ずる。

ア 担任及び教科担任は、生徒の些細な変化に気になった場合、5W1H（いつ、誰が・誰と、どこで、何を、どうした）をメモし、職員が共有できるようにする。

イ 担任は、学年及び養護教諭に相談するとともに、生徒の変化を記録し、保護者の協力を得、家庭内の様子を含めて連絡を密にする。

ウ 生徒との雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配り、共に過ごす機会を積極的に設ける。

エ 定期的なアンケートの実施や面接を実施し、気になる場合は、直ちに面接を実施するなど、スピードをもって対応する。

(2) 学校は、外部機関と連携を図りながら、いじめに係る相談体制を整備する。

ア 必要に応じて、警察、病院、支援センター等と協力しながら進める。

(3) 学校は、相談体制の整備に当たり、いじめを受けた生徒の権利等が擁護されるよう配慮する。

ア 校内に「いじめ防止対策委員会」を組織し、必要に応じて外部機関との連携を図る。

イ 教育相談週間を定期的に実施するとともに、いつでも相談できる環境作りを整備する。

3 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

(1) 学校は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る学校体制の整備、SC等の専門的知識を有する者の招聘を行う。

ア 関係機関及びSC等の専門家等を講師とした校内研修会を実施する。

(2) 学校は、教職員に対し、研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

ア 校内研修に位置づけ、いじめ防止についての研修会を実施する。

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

(1) 学校は、生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処ができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対し、啓発活動を行う。

ア 生徒にインターネットに関して、専門家による外部講演会を実施する。また、必要な情報等について、あらゆる方法を用いて地域や保護者に周知する。

(2) 学校は、生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するために、インターネットパトロールを通じて適切に対応する。

ア セキュリティーを解除したPCによりネット上を定期的に巡回するとともに、個人のスマートフォンを活用した巡回を実施する。

イ 不適切な書き込みがあった場合は、内容を記録し、書き込んだ本人が特定される場合は、直ちに削除させる。

ウ ②により削除出来ない場合は、「掲示板の管理人に削除依頼 → 掲示板のプロバイダに依頼

→ 警察・法務局（人権擁護委員）へ依頼する。

5 点検・評価の実施及び不断の見直し

(1) 学校は、いじめ防止基本方針に基づく対策について、実施状況を定期的に点検及び評価し、その結果を公表するとともに、不断の見直しを行う。

ア 中間及び年度末反省及び保護者アンケート等により、評価・反省をおこない、次年度に向けての改善を図る。

IV いじめの防止等に関する措置

1 いじめに対する早期対応措置

(1) 生徒からいじめに係る相談を受けた者は、いじめの事実があると思われるときは、生徒が在籍するクラス担任及び管理職への報告をする。

(2) 担任は、いじめの通報を受けたときなど生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに学年・生徒指導部・いじめ防止対策委員会（状況に応じて）と相談しながら事実確認を行い、適切な措置をとる。

ア いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ 情報源の生徒たちを徹底して守るため、休み時間や放課後においても目の届く体制を整備する。

ウ これまでの調査資料の再分析や必要に応じて、新たな調査を実施する。
エ 得られたアンケートは、児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置が必要である。

(3) 担任は、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、場合によってはＳＣ等の協力を得ながら継続的に対応すること。

ア いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する適切な情報提供及び支援を行う。
イ いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。

(4) 学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずる。

ア 状況に応じて、別室登校をさせる。

(5) 担任は、いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。

ア 両方の保護者ともに情報の共有を行い、保護者を含めて解決を図る。

(6) 学校は、いじめが犯罪行為と認めるときは警察と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

2 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、いじめを行った生徒に対して懲戒を加える。ただし、校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるにあたっては、生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

(1) 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。

(2) 退学は、次の号に該当する生徒に行うことができる。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

イ 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者

ウ 正当な理由がなくて出席常でない者

エ 学校の秩序を乱しその他学生又は生徒として本分に反した者

V 重大事態への対処

1 学校による対処

(1) 学校は、次に掲げる重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織で話し合い、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめにより上記の重大事態に至ったとの申立てがあったとき。

(2) 学校は、(1)の調査を行うに当たっては、細心の注意を払うとともに、問題が深刻な場合は、第三者の参画を得る。

ア 状況に応じて外部の関係組織との連携を図る。

(3) 学校は、当該生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切かつ迅速に提供する。
ア 嘘偽りなく事実について提供する。

(4) 情報の混乱を避けるため、外部との窓口を副校長（教頭）一本とする。

ア 教頭は、校長と連絡を密にし、情報について整理する。

イ 教職員においては、誤解を招くような言動は慎む。

(5) 不幸にして重大な事故が起きた場合は、他の人々に及ぼす心理的影響を可能な限り、少なくするための事後対応を行うこととする。

ア 遺族については、サポートの必要性を注意深く見守る。

イ 生徒一人ひとりの状態を把握し、必要に応じてＳＣを要請する。

ウ 全校集会及び保護者説明会を開き、個人情報に配慮しながら事実経過と再発防止に向けて周知する。

2 設置者への報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合には、北海道教育委員会へ報告する。
- (2) (1) の報告を行う際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、当該生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を北海道教育委員会に提出する。

VII いじめ防止対策委員会

1 目的

「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決を図るため対策を総合的かつ効果的・計画的に推進する。

2 構成

教頭・主幹教諭・生徒指導部長・教育相談担当者・養護教諭・各学年主任・（該当担任）で構成する。

3 運営

この委員会は生徒指導部長が招集し、年間計画に従って定期的な会議及び事案発生時の緊急会議を行う。

VII 全体計画

1 いじめ防止教育の全体計画

全体計画については、学校の教育活動全般を通して、いじめについての指導がなされなければいけない。そのため、学校全体でいじめの問題に取り組むことが大切である。

<p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○日本国憲法○教育基本法○学校教育法○いじめ防止対策推進法	<p>【学校教育目標】</p> <p>社会の有為な担い手となることを目指し 心情豊かな人間 責任感のある人間 実践力のある人間 を育成する。</p>	<p>【いじめ防止教育の推進体制】</p> <p>1 総務部 各分掌・学年・教科間の機能的な運営を図るとともに、PTA、地域との連携・協力を通していじめ防止に努める。 2 教務部 「確かな学力」を育成するため、学習目標を設定し、生徒の基礎学力の定着を図り、わかる授業を目指す。 図書館利用指導の活発化及び読書指導の充実に努め、感受性を高めることでいじめ防止につなげる。 3 生徒指導部 いじめについて生徒に理解させ、社会規範を身につけさせるとともに、安全で生徒が安心して学校生活を送ることができるとともに、安心して学校生活を送ることができる環境をつくる。 4 生徒会指導部 生徒会・各種委員会を活性化させ、いじめ防止を宣言するための活動を推進する。 5 進路指導部 人生設計の中での進路選択の位置づけを理解・自覚させ、主体的に取り組む姿勢を育成する。 6 保健相談部 生徒の健康を管理し、健康や安全に対する意識の高揚を図るとともに、教育相談活動の推進を図る。</p>
<p>【道教委資料】</p> <ul style="list-style-type: none">○北海道いじめ防止に関する条例	<p>【いじめ防止教育の重点目標】</p> <p>1 基本的な生活習慣の確立を図り、規範意識を高め、社会に貢献する意欲的な態度を育成する。 2 自他の命を尊重し、思いやりのある生徒を育成する。 3 目標を持ち、向上の意欲を持って自己実現に取り組む生徒を育成する。 4 奉仕の精神をもって地域社会に貢献する態度を育成する。 5 学習活動や体験活動を通じて、自己の在り方生き方にについて考え、主体的に生きる態度を育成する。</p>	<p>【社会の要請、地域や生徒の実態等】</p> <p>1 基礎的・基本的な学力の習得に努める。 2 身だしなみやマナー、モラル指導を徹底し、社会性や規範意識の高揚を図る。 3 青少年健全育成のために地域と連携を図ることで、学校と地域の交流に努める。 4 清掃やボランティア活動など校外における奉仕活動や体験活動を継続実施する。 5 地域の人材や教育施設の積極的な活用を継続する。</p>
<p>【各教科・科目における関連】</p> <p>1 国語 日本語を的確に理解し、表現する能力を高めるとともに、思考力を育て、心情豊かにする。 2 地歴・公民 日本及び世界の歴史・文化・伝統についての知識を深めるとともに、人間としての在り方生き方にについて考え、自ら考える力を育成する。 3 数字 数学的な見方や考え方を身につけることにより、秩序ある生活や真実を追究する態度を育成する。 4 理科 自然現象に興味を持って観察し、その中に潜む法則性に気づき、科学的な見方や考え方を育成する。 5 保健体育 生涯を通じて自主的、継続的に運動を実践する態度、能力を育成するとともに、心身の育成と健康の自己管理能力の向上についての理解を深める。 6芸術 芸術の幅広い活動を通じて、芸術を愛好する心情を育て、感性を高め、豊かな情操を育成する。 7 英語 基本事項の定着を徹底し、読む・書く・話す・聞くの4技能をバランスよく指導しながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や異文化を理解し尊重する態度を育成する。 8 家庭 衣食住、家族、保育に関する基礎的・基本的な知識と技術を家庭経営の立場から総合的・体験的に習得させ、家庭生活・社会生活の充実向上を図る能力と態度を育成する。 9 情報・商業</p>	<p>【総合的な探求・学習の時間、特別活動における関連】</p> <p>1 特別活動 (1) 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方にについて自覚を深め、自己を生かす能力を養う。 (2) ボランティア活動などの体験活動や宿泊研修・見学旅行などの旅行・集団宿泊的行事を取り入れ、生徒一人一人が集団や社会とのかかわりの中で、自分自身の在り方生き方を考えさせる。</p> <p>2 総合的な学習の時間 (1) 各教科・科目及び特別活動の横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して身につけた知識や技能等を関連付け、自己の在り方生き方にについて考えさせる。 (2) ボランティア活動などの体験活動を通して、自ら問題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、より良く問題を解決する力を育成し、自己の将来の進路選択を含め人間としての在り方生き方にについて考えさせる。</p>	<p>【生徒指導等における関連】</p> <p>1 マナー指導、身だしなみ指導、遅刻防止指導等を通して、基本的生活習慣を確立させる。 2 校内・校外の交通マナー指導や講演会等を通して、安全教育の充実を図る。</p> <p>【学校の環境の充実】</p> <p>心情豊かな人間を育成するための講演会、体験活動、奉仕活動を開催するにあたって、積極的に地域社会やPTAに協力を依頼する。その結果をWebページやPTAだよりなどで公開</p>

コンピュータに関する基礎的
・基本的な知識と技術を習得させるとともに、情報化社会で実践できる能力と態度を育成する。また、ビジネス活動に参画する態度や実践力を育成する。

する。

【家庭・地域との連携】

北広島市西の里地区は障がい者の授産施設や児童の養護施設など福祉施設が数多く所在し、「ノーマライゼーション推進地区」になっていることから、関係施設の外部講師招聘や体験学習を行い、「ノーマライゼーション」に対する生徒の理解を深めながら、地域と連携した教育活動を推進する。

【異校種との連携】

- 1 高大連携事業
大学の出前授業の実施
- 2 大学・専門学校連携事業
分野別進路説明会の実施
- 3 インターンシップ
- 4 学校説明会（中学生、教職員、保護者）
- 5 中学校訪問
- 6 特別支援学校

2 いじめ防止教育の年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組む。

	4月	5月	6月	7月
会議等	<ul style="list-style-type: none"> ○学級・学年作り ○人間関係作り 	<p>事案発生時・緊急対応会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会 <ul style="list-style-type: none"> ・指導方針確認 ・指導計画 ○いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・指導方針確認 ・指導計画 ○千歳沿線連絡協議会 ○厚別区教護協会 		
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーションブームの実施(1年) ○特別教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ調査 		

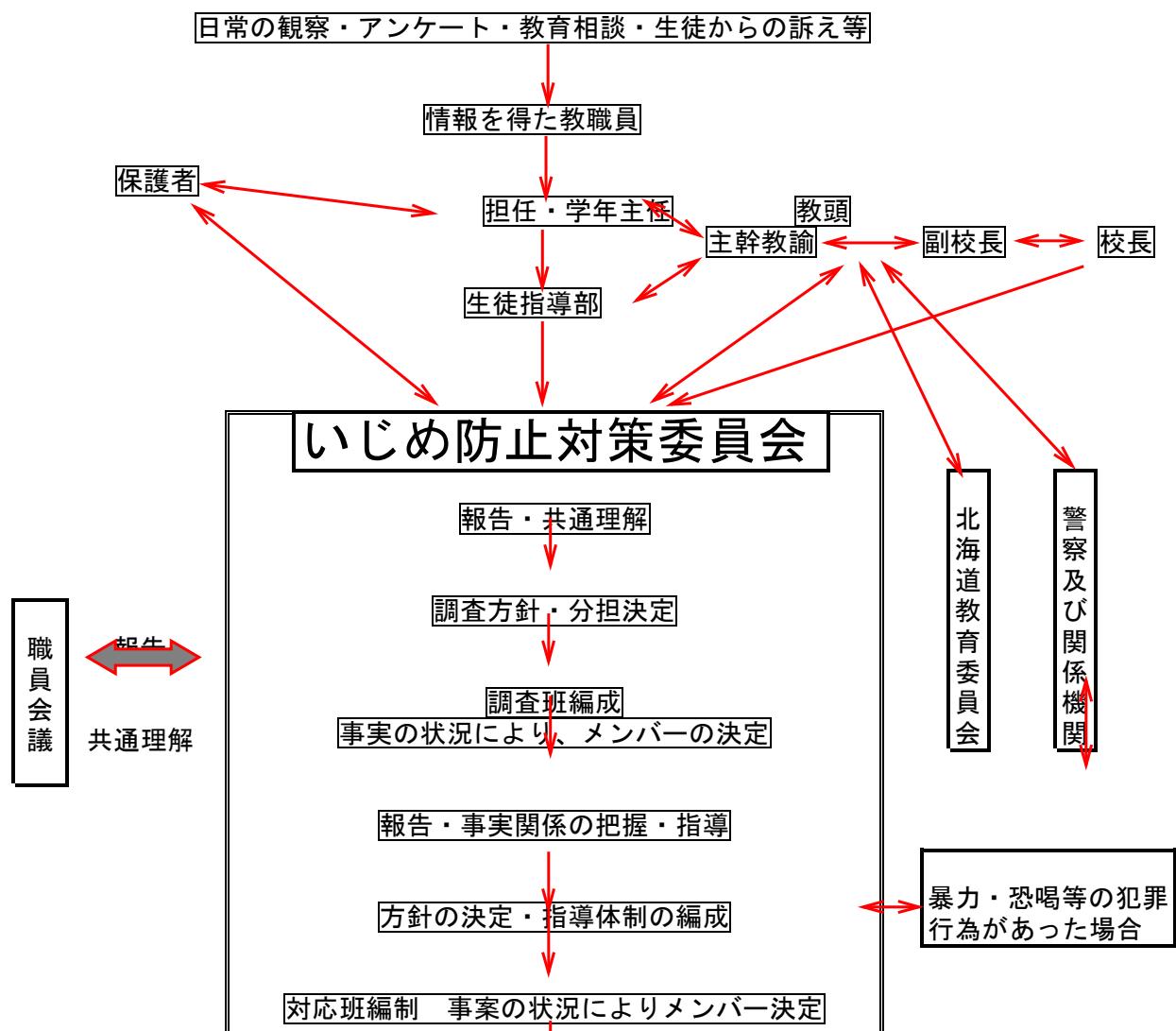
	8月	9月	10月	11月
会議等		<p>事案発生時・緊急対応会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚別区教護協会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告 ・指導経過 	<ul style="list-style-type: none"> ○リーダー会議でのいじめ防止対策会議 ○千歳沿線協議会 ○厚別区教護協会
防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ調査 ○ノーマライゼーション教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代育成交流会 ○教育相談週間

	12月	1月	2月	3月
会議等		事案発生時・緊急対応会議開催 ○学校評議会 ○千歳沿線連絡協議会 ○厚別区教護協会		○いじめ防止対策委員会 ・評価、改善 ・指導報告
防止対策	○リーダー会議でのいじめ防止対策会議	○教育相談週間		○新入生事前指導

VIII 組織的対応

1 学校全体の取組

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みます、学年及び学校全体で対応することが大切である。



対応班によるいじめ解消に向けた指導

解消継続指導・経過

観察

再発防止・未然防止活動

- ※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
ただし、いじめが深刻な場合やいじめられた側といじめた側の認識にズレが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に検討協議し慎重に対応する。

